

協議第 11 号

部会に関すること

部会に関して、下記のとおり承認を求める。

平成18年8月23日提出

大和町・三橋町商工会合併協議会

会 長 小宮琢士

協議項目番号	11	協議項目名	部会に関すること
協 議 内 容			
(部会)			
三橋町の定款を使用するものとする。			

三 橋 町 商 工 会	
【定款】	
(部会)	
第43条 本商工会に、会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るために、次の部会を置く。	
(1) 商業部会	
(2) 工業部会	
2 部会は、本商工会の会員によって構成する。	
(部会長及び副部会長)	
第44条 部会に、部会長1人及び副部会長2人を置く。	
2 部会長及び副部会長は、部会において互選する。	
(総代会への報告)	
第45条 部会長は、会務の状況を毎事業年度少なくとも1回総代会に報告しなければならない。	
(部会について必要な事項)	
第46条 前3条に規定するもののほか、部会について必要な事項は総代会の議決を経て別に定める。	